



答 申 書

宇部市特別職報酬等審議会

平成 22 年(2010 年)11 月 19 日

宇部市長 久保田 后子 様

宇部市特別職報酬等審議会

会長 光 井 一 彦



特別職の報酬等の額について (答申)

平成 22 年 10 月 5 日付けで貴職から諮問のありました、市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料及び退職手当の額並びに非常勤職員の報酬の額（以下、「報酬等の額」という。）について、本審議会において、慎重かつ十分な審議を重ねた結果、下記のとおり答申をいたします。

記

1 議員報酬、給料及び報酬の額

(1) 市議会議員の議員報酬の額 (月額)

区 分	答申額	現行額	増減額	増減率
議 長	551,000 円	580,000 円	△29,000 円	△5.00%
副 議 長	498,000 円	525,000 円	△27,000 円	△5.14%
委員長 (常任及び 議会運営委員会)	480,000 円	505,000 円	△25,000 円	△4.95%
副委員長 (常任及び 議会運営委員会)	475,000 円	500,000 円	△25,000 円	△5.00%
議 員	470,000 円	495,000 円	△25,000 円	△5.05%

(2) 市長及び副市長の給料の額 (月額)

区 分	答申額	現行額	増減額	増減率
市 長	940,000 円	990,000 円	△50,000 円	△5.05%
副 市 長	755,000 円	795,000 円	△40,000 円	△5.03%

(3) 非常勤職員の報酬の額

① 行政委員の報酬

現在、月額報酬が支給されている教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員 (非常勤) 及び農業委員会における行政委員の報酬については、原則、日額支給の方向で検討すべきである。

② 条例設置の各種審議会、協議会委員等の報酬（日額）

条例設置の各種審議会、協議会委員等の日額報酬についても、減額が妥当であるが、併せて、会議等の開催時間等、実態に応じ、時給的な要素も含めた支給方法についても検討する余地がある。

以上のことから、非常勤職員の報酬について、引き続き本審議会において、①については、各行政委員の活動状況を踏まえた日額化の検討及び日額化した場合の報酬の額の検討を、②については、会議等の開催時間等、実態に応じ、時給的な要素も含めた支給方法及びそれを踏まえた報酬の額の検討を行う。

2 退職手当の額

市長及び副市長の退職手当

退職手当の額の算定に用いる支給率を下記のとおりとする。

区 分	答申の支給率	現行の支給率	増減率
市 長	0.5	0.6	△0.1
副 市 長	0.4	0.45	△0.05

※（参 考）

① 市長及び副市長の退職手当の算定方法

給料月額 × 在職月数 × 支給率

② 市長及び副市長の退職手当の額 ～ 1期（4年間）分の算定例

区 分	答申の給料額 及び支給率	現行の給料額 及び支給率	増減額	増減率
市 長	22,560,000 円	28,512,000 円	△5,952,000 円	△20.88%
副 市 長	14,496,000 円	17,172,000 円	△2,676,000 円	△15.58%

3 実施時期

平成23年4月1日からとする。

ただし、1(3)の「非常勤職員の報酬の額」については、引き続き本審議会において、検討を行うため、検討が終了した時点で判断する。

4 審議の経過

(1) 審議にあたっては、次の資料等を参照し、様々な角度から検討を行った。

- ① 県内他市及び人口規模が同程度の類似団体（以下、「類似都市」という。）の特別職の報酬等の額
- ② 一般職の職員の給与の改定状況
- ③ 市長及び副市長の給料及び退職手当に係る特例的減額措置の状況
- ④ 市議会議員の議員報酬に係る特例的減額措置の状況及び議員定数削減の状況
- ⑤ 市議会における経費削減及び政務調査費の状況
- ⑥ 地方議会議員年金の見直しの状況
- ⑦ 全国の自治体における行政委員の報酬の見直し状況
- ⑧ 行政委員の活動状況
- ⑨ 本市並びに県内他市及び類似都市の財政状況
- ⑩ 全国及び県内の消費者物価指数の推移

(2) 審議にあたり考慮した要素について

- ① 本市の財政状況は依然として厳しい状況にあり、特に県内他市と比較しても財政の硬直化が進む中、これまで以上に市民感覚や市民感情を意識する必要があること。
- ② 地方分権の進展に伴い、議員にはより広範囲で専門的な活動が求められており、議員活動に専念するため、また、市民の代表として優秀な人材を確保していくためにも相応の報酬が必要であること。
- ③ 市政運営の重責を担い、特に財政状況が厳しい現在においては、その職務は激務である市長及び副市長に対しては、相応する対価を支払うべきであること。
- ④ 特別職において講じられている報酬及び給料の自主的な減額措置は、その時々々の政治判断によって行われているとはいえ、特に市長及び副市長においては、長期間継続している事実があること。
- ⑤ 市長及び副市長においては、給料の更なる減額措置に加え、新たに退職手当の減額措置を講じられていること。
- ⑥ 市議会においては、議員定数の削減、会期外出務手当の廃止や政務調査費の透明性の確保など一定の議会改革がなされてきていること。
- ⑦ 市議会議員においては、総体的に市議会への出席以外の普段の活動に関する情報が、市民に十分伝わっているとはいえない面もあるが、一方で見えないところで地道な活動をしている議員もいること。
- ⑧ 本市同様、県内他市の多くが報酬等の額を長期間改定していない中、本市の改定状況によっては、県内他市においても見直しが進むことが想定されること。
- ⑨ 市長及び副市長の退職手当については、県内他市と類似都市では、額の水準や算定方法の考え方に差異が見られること。

- ⑩ 行政委員の報酬については、月額報酬に関し、多くの都道府県において住民監査請求の結果を不服とした住民訴訟が提起され、現在係争中の都府県も多いこと。
- ⑪ 行政委員においては、委員会への出席及びそれ以外の活動状況が委員会によりバラツキが見られること。
また、普段の活動状況が把握し難いこと。
- ⑫ 各種審議会、協議会委員等の報酬については、会議等への出席に対して日額報酬により支給しており、あくまでも生活給ではないこと。
また、会議等の開催時間も審議会等によりまちまちであること。

(3) 答申にあたっての考え方の整理について

- ① 報酬等の額の水準については、前回までの本審議会における考え方を踏襲しながらも、本市の厳しい財政状況を鑑み、市民感覚や市民感情を踏まえたものとする事。
- ② 市長等のその時々政治的な判断により、特例的に行われている給料等の自主的な減額措置については、県内他市、類似都市ともに見られる状況にあり、減額措置そのものについては、あくまで本来の報酬等の額の水準とは切り離れた観点から考えるべきものである。
しかしながら、自主的な減額措置については、市議会議員については平成20年度から、また、市長等特別職については、減額率は現在とは異なるものの、平成15年度から長期間にわたり継続していることから、報酬等の額の引下げを妥当とする考え方もできること。
- ③ 市長及び副市長の給料については、引下げとなれば、期末手当や退職手当にも影響するため、その影響額も考慮する必要があること。
- ④ 報酬等の額を引き下げた場合、特に市長及び副市長については、これまで堅持してきた県内2位水準から一時的に下位に下がるものの、県内他市の多くが報酬等の額を長期間改定していない状況の中、今後、県内他市においても見直しが進み、県内においてもそれ相応の水準が維持されることが想定されること。
- ⑤ 平成9年以降の人事院勧告を鑑みると、平成9年改定以前と比較して一般職の給料水準は「マイナス1.2%」程度であり、平成9年の改定から大きな変動はないこと。
- ⑥ 平成9年以降の消費者物価指数の推移を鑑みると、平成9年の水準と比較して「マイナス3.7%」程度であること。
- ⑦ 市長及び副市長の退職手当については、県内他市と類似都市で、額の水準や算定方法に差異が見られること。
また、民間レベルと比較した場合においても、一期分（4年間）の額で考えた場合、高い水準にあると考えられること。

- ⑧ 行政委員の報酬の月額支給については、都道府県を中心として、多くの自治体において日額化への見直しがなされる中、山口県においても日額化への見直しが表明されており、近々見直し案が示される予定であること。
- ⑨ 行政委員の報酬の日額化の検討及び日額化した場合の報酬の額の検討に際しては、各行政委員ごとの活動状況を踏まえた上で、委員会への出席以外の普段の活動も評価する必要があること。
- ⑩ 各種審議会、協議会委員等の報酬については、会議等への出席に対する日額報酬であり、額の水準については、会議等の拘束時間も判断基準とする必要があるため、会議等の開催時間等、実態に即した対応も考慮する必要があること。

5 結論

- (1) 市議会議員の議員報酬については、これまで市議会における議員定数の削減など
の見直しがなされてきており、また、議員活動への専念や市民の代表としての優秀
な人材の確保の観点からも相応の報酬額が必要であると考えます。
- (2) 市長及び副市長の給料については、市政運営の重責を担うとともに、財政状況が
厳しい現在においては、その職務は多様化、複雑化し、激務であるという観点から
も相応の報酬額が必要であると考えます。
- (3) しかしながら、本市の厳しい財政状況を鑑み、市民感情や市民感覚を踏まえると
ともに、市議会議員をはじめ、市長等特別職において講じられている自主的な減額
措置が長期間にわたり継続している事実からも、報酬等の額を減額することは止む
を得ないものであると考えます。
- (4) 報酬等の額の減額幅については、平成9年以降の人事院勧告及び消費者物価指数
の推移の状況をはじめ、県内他市及び類似都市とのバランスや上記(1)及び(2)の観点
も踏まえた上で、市議会議員においては、平成20年度から継続している自主的な
減額措置の減額率「5%」程度が妥当なものであり、また、市長及び副市長におい
ては、市議会議員とのバランスも考慮し、同じく「5%」程度の減額が妥当なもの
であると考えます。
- (5) 非常勤職員の報酬のうち、行政委員の報酬については、現在、都道府県を中心と
して、多くの自治体において日額化への見直しがなされる中、現段階においては、
原則、日額化に向けた検討が必要であると考えますに留める。
これは、都道府県に比べ、市町村においては見直しが進んでいないこと、また、
近々見直し予定の山口県の状況を踏まえる必要もあること、加えて、各行政委員の
活動状況を踏まえた日額化の検討及び日額化した場合の報酬の額の検討のためには、
さらなる審議が必要であると判断されることによるものである。

(6) また、非常勤職員の報酬のうち、条例設置の各種審議会、協議会委員等の日額報酬についても、本市の厳しい財政状況や市民感覚を踏まえ、減額することも止むを得ないものであると考え。

ただし、各種審議会等の開催時間は、概ね2時間程度が一般的ではあるが、実態として短時間で終了することもあるため、実態に応じ、時給的な要素も含めた日額報酬を支給するという考え方についても、併せて検討する余地があるものとする。

このため、上記の支給方法及びそれを踏まえた報酬の額の検討のためには、行政委員と同様、さらなる審議が必要であると判断されるものである。

(7) 市長及び副市長の退職手当の額については、市民感覚を踏まえれば、高い水準にあるものと考えられ、特別職の給料等と同様、本市の厳しい財政状況を鑑み、その額を減額することも止むを得ないものであるとする。

(8) 退職手当の額の減額幅については、手当額の算出の基礎となる給料が、「5%」程度減額となることを踏まえた上で、県内他市や類似都市においても手当額の算出根拠となっている支給率を、市長においては「0.1」減じて調整するのが妥当であるとする。

また、市長より支給率の低い副市長においては、支給率を「0.05」減じて調整するのが妥当であるとする。

(9) 現在、市議会議員をはじめ、市長等特別職については、本市の厳しい財政状況を考慮し、自主的な減額措置を実施されている。その中で、特に、行政運営の最高責任者である現市長においては、大幅な自主的な減額措置をマニフェストに掲げ、市議会の議決を得て実施されているところであり、本審議会は、その政治的な判断による自主的な減額措置を否定するものではないことを付け加えるものである。

【資料1】

宇部市特別職報酬等審議会 委員名簿

(会長、職務代理以降は五十音順)

役職	所属団体等	氏名
会長	宇部商工会議所 顧問 ※任命時「宇部商工会議所 会頭」	光井 一彦
職務代理	弁護士	大田 明登
委員	NPO法人 うべネットワーク 理事長	赤川 信恒
委員	宇部市漁業組合連合会 会長	河野 直行
委員	宇部青年会議所 理事長	河村 竜太
委員	国際ソロプチミスト宇部 会長	河野 幸子
委員	連合山口宇部地域協議会 議長	梨木 譲二
委員	宇部市自治会連合会 会長	藤田 昭一
委員	山口宇部農業協同組合 代表理事組合長	前田 文樹
委員	(株)宇部日報社 代表取締役社長	脇 和也

【資料2】

宇部市特別職報酬等審議会 開催状況

	開催日	主な内容
第1回	平成22年10月5日(火)	委嘱状交付、会長選出、諮問書交付、資料説明及び質疑応答
第2回	平成22年10月18日(月)	市長及び副市長の給料月額及び退職手当、市議会議員の議員報酬の審議
第3回	平成22年11月5日(金)	市長及び副市長の給料月額及び退職手当、市議会議員の議員報酬、非常勤職員の報酬の審議
第4回	平成22年11月12日(金)	答申内容の検討、非常勤職員の報酬についての協議